

小作争議調査表

No. 69

(月報番號第一一九號)

(昭和九年六月分)

場 所	關係人員	地主關係團體	原因	事項	經過
京都府被褥村小作	地主 柳森良次郎 小作人 山中三吉	小作人 關係團體 全農縣藤行稻町支部	小作人は昨年八月踏博四罪に四罰金五十元を納入する為地主に該争田を先(箱)と 四千五元とて買却した事あり地主は當時土地も其に返還したものとて他に小作 せりのちの貸貸にたすに届。	土地返還を求め	小作人が土地返還した事及子と継令の居る下り争田に「解決」に入らざる の立札を掲げて討抗せしむるも村令代官等事件に入らざる結果大に 解決せしめず。

財團協調會福岡出張所

備 考	果 結
	一 地主は換地して四五九畝十歩(五畧田)を以て入るに 一 小作人が現に争田を即ち返還すこと